

## ダムマイスター制度要綱の改正と第4期の申請について

平成28年2月15日  
一般財団法人日本ダム協会

ダムマイスター制度につきましては、平成22年8月18日付けの『「財団法人日本ダム協会 ダムマイスター」の試行について』によって試行を開始し（第1期）、その後試行中の実績を踏まえて本格実施に移行することとし、平成24年2月17日付けで「一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱」（以下「制度要綱」という。）を定め、これに基づき平成24年4月1日以降の2年間を第2期として、さらに平成26年4月以降の2年間を第3期として、継続して実施してきました。

このたび、第3期の期限到来を控え、制度要綱の基本的な部分は継続しつつ、その一部を改正した上で引き続き実施することとしました。改正内容は、従来ダムマイスターには区分がなく、単に「一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター」であったものを、今回、その性格が明確となるよう、ダムマイスターに「専門家」「一般」の2区分を設けるものです。この結果、申請の際には、どちらかの区分を示して申請することになります。また、表示上区分を明示する必要があるときは、たとえばダムマイスター（専門家）、ダムマイスター（一般）などと記述することができます。

また、区分制を導入したことによって、制度要綱の改正ではありませんが、運用上、一部異なった取り扱いをすることとしています。ダムマイスターの審査に当たっては、従来から活動実績を評価することにしており、その際いつ時点の活動かについては特に限定していませんでしたが、今回、「一般」のダムマイスターについては、「過去3年程度」の活動実績を評価することになりました。

制度要綱改正の施行期日は平成28年4月1日ですが、それ以前にも申請、審査など、任命に当たっての事前手続は改正後の制度要項に基づくこととなります。新たにダムマイスターに任命されることを希望される方はもちろん、従来ダムマイスターに任命されていた方で引き続きダムマイスターに任命されることを希望する方は、改正後の制度要綱に基づいて申請をして頂く必要があります。

今のところの予定では、平成28年3月15までに申請が届いた場合には、

必要な審査を経て4月1日付での任命が可能です。申請はその後も随時受け付けますので、それ以降でも申請することができます。申請方法、申請書の様式などについては、日本ダム協会にお問い合わせください。

なお、詳細につきましては、「Q&A」を用意しておりますので、そちらをご覧ください。